

強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱

制定 令和元年9月18日付ブランド第266号

(趣旨)

第1条 島根県における食品製造業は、全市町村に立地する唯一の製造業であり、原材料供給の1次産業から3次産業まで幅広い波及効果の可能性を秘めた、県下全域で地域経済を支える重要な産業である。

本事業ではこの食品製造業において、地域経済を牽引する事業者を育成すべく、販路開拓に向けた新たな挑戦や経営課題の解決に向けた対策、先導的モデルの創出等への支援を行うことで、食料品及び飲料製造事業者（以下「食品等製造事業者」という。）の経営基盤強化を図るものである。

なお、この補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 1次産業

自然界から直接資源を採取する産業で、農畜産業・林業・水産業をいう。

(2) 2次産業

自然界から採取した資源を加工する産業で、鉱工業・製造業・建設業をいう。

(3) 3次産業

目に見えないサービスや情報などの生産を行う産業で、金融業、保険業、卸売業、小売業、サービス業、情報通信業をいう。

(4) 先導的モデル

地域産業の先頭に立って導き、今後の模範となる者をいう。

(5) 商工団体

商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。

(6) 支援機関

市町村、農林漁業支援機関、中小企業支援機関、金融機関をいう。

(補助対象及び補助率等)

第3条 補助対象及び補助率等は、別表1のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(流用の禁止)

第4条 別表1の事業種目欄に掲げる①～④の経費の相互間における流用をしてはならない。

(交付申請)

第5条 事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、様式第2号および別記（1）の取り扱いに定められた書類を作成し、知事に提出しなければならない。

2 別記（1）－③の事業において、複数の事業者と連携して事業を実施する場合は、連名で申請できるものとする。

- 3 交付申請書に添付すべき書類及び提出の期日は、別に定めるものとする。
- 4 補助事業者は、補助金申請額の算定段階において、消費税及び地方消費税等相当額を補助対象経費から除外して、申請するものとする。

(書類の提出)

第6条 前条、第8条、第10条、第11条、第12条、第13条、第18条、第19条の規定による書類の提出にあたっては、別記(1)の取り扱いによるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、第5条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不採択の決定を行い、補助金の交付申請者にその旨通知(様式第3号)するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 規則第7条の規定により申請の取り下げをしようとするときは、様式第4号により知事に提出しなければならない。

(事業の着手時期)

第9条 事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。

- 2 ただし、別記(1)一②の事業については、交付決定のあった日を含む年度の4月1日から3月31日に開催される展示会を対象とし、前号の限りではない。

(変更承認申請)

第10条 規則第9条第1項の規定により規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、様式第5号により承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業を実施する地の変更
- (4) 事業の実施期間の延長
- (5) 事業実施主体の事業種目の補助金を増額する場合又は20%を超えて減額する場合
- (6) 事業内容の主要な部分に関する変更
- (7) その他知事が必要と認める場合

(売買又は請負契約の完了報告)

第11条 補助事業者は事業の実施に当たり、原則として、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び各市町村の財務規則等の規定に準じた競争入札等の方法によって、契約を締結しなければならない。契約したときには、その内容について速やかに契約完了報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

(事業完了報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、完了報告書(様式第7号)を行い、速やかに検査を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第8号および別記(1)によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第14条 規則第11条に規定する通知の様式は、様式第9号とする。

(補助金の支払い)

第15条 補助金は、規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(財産処分の制限を受ける機械及び器具)

第16条 規則第13条の第1項第4号の規定に基づき知事が指定する財産は、すべての機械及び器具とする。

2 上記について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に規定する財産については、同令に規定する耐用年数に相当する期間内において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 前号の規定により知事の承認を受けて財産の処分をしたことによる収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類、帳簿等の保存期間)

第17条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第10号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第18条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について様式第11号による報告を求め、又は調査を行うものとする。

(事業計画達成状況報告)

第19条 補助事業者は、事業実施年度から5年間、毎年度、当該年度における達成状況等を、様式第12号に定めるところにより翌年度の5月末までに報告しなければならない。

(県内中小企業者への優先発注)

第20条 申請者は、補助事業の実施にあたって、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、島根県中小企業・小規模企業振興条例第4条第2項に基づき、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するよう努めること。

(その他)

第21条 この補助金に関する本要綱に定めるもの以外に必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和元年9月18日から施行する。

別表 1-① 補助対象及び補助率等

事業名	強くしなやかな食品産業づくり事業
事業区分	地域中核企業づくり事業
事業種目	① 経営課題解決支援
事業内容	<ol style="list-style-type: none">1. 生産体制の見直しによる収益率向上のために必要な施設及び機械等の整備2. 販路拡大に向けた品質管理力向上のために必要な施設及び機械等の整備3. 販売拡大に向けた社内体制整備のために必要な市場調査、商品開発、研修等の実施4. その他の経営改善に向けた取り組みのために必要な取り組み
対象経費	<ul style="list-style-type: none">・ 材料費および消耗品費・ 印刷費・ デザイン費・ 郵送費・ レンタル料・ 分析・検査費・ 工事請負費・ 機器購入費・ 備品購入費・ 修繕費・ その他知事が必要と認めるもの
対象としない経費	<ul style="list-style-type: none">・ 現に実施し、又は既に終了させた取り組みに係る経費・ 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費・ 経営施設の建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の付帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く。）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費・ 公序良俗に問題のある取り組み又は公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される取り組み（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業など）・ 補助事業が国又は県の他の補助金等を活用する取り組み
事業実施主体	食料品・飲料製造事業者
補助率	1/2 以内
補助上限額	1 事業あたり 1,000 千円
補助下限額	なし

別表 1 - ② 補助対象及び補助率等

事業名	強くしなやかな食品産業づくり事業
事業区分	経営力向上エントリー支援事業
事業種目	② 食品専門展示会出展助成
事業内容	自社で製造する加工食品の販路開拓のための食品等展示会への出展経費の一部を助成する。
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出展小間料 ・ 小間装飾費 ・ 旅費 ・ 資材輸送費 ・ その他知事が必要と認めるもの
対象としない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 ・ 重複して国又は県の財源による他の補助金等を活用する取り組み ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
事業実施主体	食料品・飲料製造事業者
補助率	1/2 以内
補助上限額	1 事業あたり 200 千円
補助下限額	なし

別表 1 - ③ 補助対象及び補助率等

事業名	強くしなやかな食品産業づくり事業
事業区分	地消地産化パッケージモデル事業
事業種目	③ 地消地産化モデル創出支援
事業内容	<p>地域経済循環の拡大に資する以下の取り組みに係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の開発、技術導入、製造体制の強化に関すること ・商品の地域外販路拡大に関すること ・県産原材料の1次加工及び県外に委託している加工工程の県内製造に関すること ・原材料の県内調達拡大に向けた、生産拡大、新たな産地形成に関すること ・飲食業、観光産業、土産品等による地元での外貨獲得に関すること
対象経費	<p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費（謝金） ・旅費 ・材料費及び消耗品費 ・印刷費 ・広報費 ・委託料（事業費の1/2を上限とする） ・発送費 ・使用料及び借り上げ料 ・展示会等出展料 ・分析・検査費 <p>【ハード事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負費 ・備品購入費 ・修繕費 <p>・その他知事が必要と認めるもの</p>
対象としない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費 ・交付決定日より前に発注、購入、契約をしたものに係る経費 ・人件費 ・用地の買収や貸借に要する経費 ・既存施設の取壊し及び撤去に係る経費 ・食料品及び飲料の製造・流通・販売等のために必要となる施設の建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の付帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費 ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
事業実施主体	食料品・飲料製造事業者
補助対象者 （補助金交付先）	事業実施主体及びネットワーク参加者（事業実施主体と連携して事業を行う者）
補助率	1/2 以内
補助上限額	1 事業あたり 10,000 千円
補助下限額	なし

別表 1 - ④ 補助対象及び補助率等

事業名	強くしなやかな食品産業づくり事業
事業区分	地消地産化パッケージモデル事業
事業種目	④ ネットワーク構築支援
事業内容	<p>地域経済循環の拡大に向けた準備を進めるための以下の取り組みに係る支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ネットワーク構築に係る支援 1次産業～3次産業の事業参加者との連携を推進するための、研修会開催、先進地視察等 2 市場可能性調査に係る支援 商品化に向けた市場調査、市場分析等 3 技術可能性調査に係る支援 商品実現の可能性を探る試作、技術導入、分析等
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費（謝金） ・旅費 ・材料費及び消耗品費 ・印刷費 ・広報費 ・委託料（事業費の1／2を上限とする） ・発送費 ・使用料及び借り上げ料 ・展示会等出展料 ・分析・検査費 ・その他知事が必要と認めるもの
対象としない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費 ・交付決定日より前に発注、購入、契約をしたものに係る経費 ・人件費 ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
事業実施主体	食料品・飲料製造事業者
補助対象者 （補助金交付先）	事業実施主体
補助率	1/2 以内
補助上限額	1 事業あたり 500 千円
補助下限額	なし

別記（１）－①

① 地域中核企業づくり事業（経営課題解決支援）

第１ 事業の目的

本事業では食品製造業において、地域経済を牽引する中核企業を育成すべく、食品等製造事業者が抱える経営課題の解決への取り組みを支援することにより、食品等製造事業者の経営基盤の強化を図るものである。

第２ 事業の内容

食品等製造事業者が策定する経営計画書に基づき、同事業者が商工団体の伴走のもと実施する商品開発力の向上への取り組みや設備投資など、経営課題解決への取り組みを支援する。

第３ 事業実施主体

食品等製造事業者のうち以下の共通要件を満たすこととする。

【共通要件】

- (1) 中小企業基本法第２条第１項に定義する者のいずれかであるもの。
- (2) 島根県内に主たる事業所又は工場を有するもの。
- (3) みなし大企業（※１）でないこと。
- (4) 島根県税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないものであること。

※１ みなし大企業

発行済株式の総数又は出資価格の総額の二分の一以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価格の総額の三分の二以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の二分の一以上を占めている中小企業者をいう。

第４ 事業要件

事業実施主体は、次の要件を全て満たすこととする。

- (1) 事業実施主体は、適正かつ効率的な事業実施とするため、伴走する商工団体を定めること。
- (2) 様式第 1 号の事業実施計画書に沿う経営課題解決に向けた取り組みを行い、事業効果を高めるものであること。

第５ 推進体制

県、事業実施主体及び商工団体並びに支援機関は連携し、一体となり事業の実施にあたるものとする。

第6 実施等の手続き

- 1 募集については、別途定めるところにより実施するものとする。
- 2 事業実施主体が本事業を実施しようとするときは、県が別に定める期日までに、事業採択申請書（別記様式1）、事業実施計画書（様式第1号の①）を知事へ提出するものとする。
- 3 県は、提出された事業実施計画書をもとに、別に定める審査の評価を踏まえ当該事業実施主体と協議を行い、適当と認められたときは、これを内諾するものとする。
- 4 事業の内諾を受けた事業実施主体は、交付要綱第5条に基づき、事業実施計画書に補助金交付申請書（様式第2号）と関係書類を添え、商工団体を經由して知事に提出するものとし、県は、審査の上、交付決定をもって事業採択とする。

第7 実績報告

事業実施主体は、本事業の実績報告に際して、実績報告書（様式第1号の①）を作成し、補助金実績報告書（様式第8号）と関係書類を添え、商工団体を經由して知事に提出すること。

第8 事業実施状況報告

事業実施主体は、達成状況報告書（様式第12号）により目標数値の達成状況の報告を、商工団体を經由して知事に提出すること。

第9 支出を証する書類

実績報告書に写しを添える支出を証する書類とは次に掲げるものの原本をいう。

- (1) 謝金は、領収書又はこれらに類する書類
- (2) 旅費については、旅行の事実が確認できる請求明細書、領収書又はこれらに類する書類（航空機を利用する場合にあっては航空券の写し、搭乗券又はこれらに類する書類）
- (3) 印刷費及びデザイン費並びに郵送費については、事実が確認できる請求明細書、領収書又はこれらに類する書類
- (4) 工事請負費及び修繕費並びに機器・備品購入費については、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、契約書又は請書、仕様書又はカタログ、整備状況写真、請求書、領収書等）又はこれらに類する書類
- (5) 委託費及び分析・試験費については、契約及び支払の関係の書類（契約書又は請書、成果品、請求書、領収書等）又はこれらに類する書類
- (6) 研修・会議費については、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、契約書又は請書、納品書、請求書、領収書等）又はこれらに類する書類及び議事録等開催を証する書類
- (7) その他の経費は、(2)に準ずる書類とし、これらにより難しい場合は、実績を証する資料、明細書等及び会計伝票又はこれらに類する書類

第10 その他

- 1 交付要綱第8条、第10条、第11条、第12条、第18条に基づき知事に提出する際は、第7から第9の項に準じ、商工団体を經由して提出すること。
- 2 その他必要な事項については、別途定めるものとする。

別記（１）－②

② 食品専門展示会出展助成

第１ 事業の目的

事業者が食品展示会や専門展示会に出展することで、マーケットニーズや自社商品の課題を把握し、新たな販路の開拓を進めることで、経営基盤の強化を図る。

第２ 事業の内容

事業者が自ら出展する展示会に係る経費の一部を助成する。

第３ 事業実施主体

本事業の実施主体は、島根県内に主たる事業所又は工場を有する食品等製造事業者とし、次の要件をすべて満たすものとする。

- （１）島根県税の滞納がないこと。
- （２）暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないこと。
- （３）公序良俗に反する活動を行うもしくは行う恐れがあるものでないこと。

第４ 事業要件

助成対象とする展示会は食品の商談が可能であり、次の要件を全て満たすこととする。

- （１）事業実施主体の役員、従業員が展示会に参加して商談を行うこと。
- （２）島根県外かつ日本国内で開催される展示会であること。
- （３）概ね 10,000 人以上の来場者が見込まれる展示会であること。
- （４）出展者、来場者は公に募集され、卸売事業者等が自社の販路拡大の一環で開催する展示会でないこと。
- （５）商品販売を伴わないこと。

第５ 実施等の手続き

- （１）事業の募集については別途定めるところにより実施するものとする。
- （２）事業実施主体は、事業計画書（様式第 1 号の②）を作成し、補助金交付申請書（様式第 2 号）と関係書類を添えて知事に提出すること。
- （３）県は事業実施計画書をもとに、別に定める審査の評価を踏まえ当該事業実施主体と協議を行い、適当と認められたときは、これを交付決定する。

第６ 実績報告

事業実施主体は、本事業の実績報告に際して、実績報告書（様式第 1 号の②）を作成し、補助金実績報告書（様式第 8 号）と関係書類を添えて知事に提出すること。

別記（１）－③

③ 地消地産化モデル創出支援

第１ 事業の目的

商品開発力、販売力、経営力に優れた食品等製造事業者の持つ力を、地域の１次産業から３次産業までに波及させることにより、地域経済循環拡大の先導的モデルの創出を図る。

第２ 事業の内容

食料品及び飲料製造業を中心として、１次、２次、３次産業でネットワークに参加する事業者と連携して、域外外貨の獲得、県内製造の拡大、県産原材料使用の拡大を図る等の取り組みの課題解決を一体的に図る取り組みを支援する。

第３ 事業実施主体

本事業の実施主体は、島根県内に主たる事業所又は工場を有する食品等製造事業者とする。

第４ 事業要件

事業実施主体は、次の要件を全て満たすこととする。

- (１) 支援対象となり得るネットワーク参加事業者を定めること。
- (２) 事業計画の策定や実施にあたり、支援機関との調整を図ること。
- (３) 県税の滞納がないこと。

第５ 推進体制

県、事業実施主体及び支援機関は連携し、一体となり事業の実施にあたるものとする。

第６ 実施等の手続き

- １ 募集については、別途定めるところにより実施するものとする。
- ２ 事業実施主体は、本事業の実施に際して、事業実施計画書（様式第１号の③）を作成し、別途定める期日までに知事に提出すること。
- ３ 県は、事業実施事業計画書をもとに、別に定める審査の評価を踏まえ、当該事業実施主体と協議を行い、適当と認められたときは、これを内諾するものとする。
- ４ 事業の内諾を受けた事業実施主体は、交付要綱第５条に基づき、事業実施計画書に補助金交付申請書（様式第２号）と関係書類を添えて知事に提出するものとし、県は、審査のうえ、交付決定をもって事業採択とする。

第７ 実績報告

事業実施主体は、本事業の実績報告に際して、実績報告書（様式第１号の③）を作成し、補助金実績報告書（様式第８号）と関係書類を添えて知事に提出すること。

第８ 事業実施状況報告

事業実施主体は、達成状況報告書（様式第１２号）により目標数値の達成状況の報告を知事に提出すること。

別記（１）－④

④ ネットワーク構築支援

第１ 事業の目的

地域経済循環拡大に向けた取り組みを目指す事業者が、事業実施に向けた準備・調査を行うことで、実現性の高い事業計画の策定を推進する。

第２ 事業の内容

地消地産化モデル創出補助金の申請を目指す事業者が実施する、ネットワーク構築、市場調査、技術調査等の事前の取り組みを支援する。

第３ 事業実施主体

本事業の実施主体は、島根県内に主たる事業所又は工場を有する食品等製造事業者とする。

第４ 事業要件

事業実施主体は、次の要件をいずれも満たすこととする。

- (１) 将来の地消地産化モデル創出補助金の申請に向けた商品を有すること
- (２) 県税の滞納がないこと

第５ 推進体制

事業実施主体は、県及び支援機関の助言を仰ぎ、実現性の高い事業計画立案を図ること。

第６ 実施等の手続き

- １ 事業の申請は随時受け付けることとする。
- ２ 事業実施主体は、事業実施計画書（様式第１号の④）を作成し、補助金交付申請書（様式第２号）と関係書類を添えて知事に提出すること。
- ３ 県は、事業実施事業計画書をもとに、別に定める審査の評価を踏まえ、当該事業実施主体と協議を行い、適当と認められたときは、これを交付決定するものとする。

第７ 実績報告

事業実施主体は、本事業の実績報告に際して、実績報告書（様式第１号の④）を作成し、補助金実績報告書（様式第８号）と関係書類を添えて知事に提出すること。

(様式第1号の①)

令和 年度 強くしなやかな食品産業づくり事業
地域中核企業づくり事業（経営課題解決支援）
事業実施計画書（実績報告書※）

※実績報告時に実施計画書の内容に変更があった場合は、変更欄に実績内容を記載し、同欄内に変更前の計画を（ ）書きする

■企業概要

事業実施主体名			
代表者職・氏名			
住所			
TEL		FAX	
E-mail			
業種		主な製造品	
従業員数	人（うち役員： 人）（うちパート・派遣： 人）		
組織体制	営業： 人（うち営業専任者 人）	配送： 人	店舗： 人
	製造： 人	開発・品管： 人	総務・事務： 人 その他： 人

■実施体制

事業者主担当 (原則として経営者)	(役職) (氏名)
商工団体担当者	(役職) (氏名)

■添付書類（採択申請時）

県税の滞納がないことを証明する書類	会社パンフレット、定款等
誓約書（様式第13号）	直近2期の決算報告書
位置図・現況写真	機器等のカタログ、仕様書、規模決定根拠
見積等積算根拠（2社以上）	その他知事が必要と認める書類

■添付書類（実績報告時）

事業施行に係る成果書類及び写真	財産管理台帳
利用計画書（管理運営規定等）	支出を証する書類の写し

■ 経営計画

(千円)

	前期 (年 月期)	今期 (年 月期)	来期 (年 月期)	来々期 (年 月期)
売上高①	0	0	0	0
うち仕入商品売上				
売上原価②				
うち商品仕入額				
うち原材料費				
うち人件費				
うち外注費				
うち減価償却費				
売上高総利益③ (①-②)				
販売管理費④				
うち人件費				
うち減価償却費				
営業利益⑤ (③-④)				
従業員数 (人)				
うち役員・正社員				
うちパート・非正規				

■ 経営課題の抽出

※該当項目に○を付けてください

【経営全般】	【製造・生産】	【販売・商品】
採用・人材確保	生産性向上	既存取引先販売拡大
人材育成	品質管理	新規顧客開拓
事業承継・後継者	衛生管理	新規エリア開拓
労務管理	製造技術	新商品開発
働き方改革への対応	原材料調達	商品改良
売上高総利益率向上	技術承継	デザイン・ネーミング
営業利益率向上	設備投資・設備更新	食品表示
経費節減	生産量拡大	店舗運営
金融・資金繰り	歩留まり向上	ネット販売・通販
知的財産		海外販路
環境対策		物流
		営業ノウハウ
その他 (具体的に)	その他 (具体的に)	その他 (具体的に)

■ 経営課題解決

※課題を整理して解決の優先順位の高い順にテーマを記入ください

テーマ	課題の具体的内容	解決方法	解決時期	解決に必要な経費			経費の調達方法	
				合計額(千円)	項目	金額(千円)	調達先	金額(千円)
①				0			自己資金 借入金 補助金等 その他	
②				0			自己資金 借入金 補助金等 その他	
③				0			自己資金 借入金 補助金等 その他	
④				0			自己資金 借入金 補助金等 その他	
⑤				0			自己資金 借入金 補助金等 その他	

販売計画

(千円)

販売計画			アイテム別										取引先別課題チェック										
前期	0 千円			アイテム1	アイテム2	アイテム3	アイテム4	アイテム5	アイテム6	アイテム7	その他	新規①	新規②	取引先	①窓口： 取引先の担当者との関係は良好か	②商流： 帳合先はあるか、対応は問題ないか	③物流： 物流ルートはあるか、リードタイムは問題ないか	④（特に新規候補先の場合）コネクションはあるか					
今期	0 千円		前期	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						取引先1				
来期	0 千円		今期	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						取引先2				
来々期	0 千円		来期	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						取引先3				
来々々	0 千円		来々期	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						取引先4				
取引先別																							
取引先1	前期	0	前期												取引先1								
	今期	0	今期																				
	来期	0	来期																				
	来々期	0	来々期																				
取引先2	前期	0	前期											取引先2									
	今期	0	今期																				
	来期	0	来期																				
	来々期	0	来々期																				
取引先3	前期	0	前期											取引先3									
	今期	0	今期																				
	来期	0	来期																				
	来々期	0	来々期																				
取引先4	前期	0	前期											取引先4									
	今期	0	今期																				
	来期	0	来期																				
	来々期	0	来々期																				
取引先5	前期	0	前期											取引先5									
	今期	0	今期																				
	来期	0	来期																				
	来々期	0	来々期																				
取引先6	前期	0	前期											取引先6									
	今期	0	今期																				
	来期	0	来期																				
	来々期	0	来々期																				
その他	前期	0	前期											その他									
	今期	0	今期																				
	来期	0	来期																				
	来々期	0	来々期																				
新規①	前期	0	前期											新規①									
	今期	0	今期																				
	来期	0	来期																				
	来々期	0	来々期																				
新規②	前期	0	前期											新規②									
	今期	0	今期																				
	来期	0	来期																				
	来々期	0	来々期																				
アイテム別課題チェック			アイテム1	アイテム2	アイテム3	アイテム4	アイテム5	アイテム6	アイテム7	その他	新規①	新規②	シートの記入方法										
納入価格設定(%) = 納入価格/設定上代価格													①取引先1～6に売上の上位から取引先名を記入ください										
原材料確保 : 販売計画に合う材料は確保できるか													7番目以降及び少額(概ね5%未満)取引先は「その他」にまとめてください 業態、エリアはプルダウンメニューから選択ください										
製造技術 : 安定的、効率的な製造技術は確立されているか													②アイテム別の売上の上位からアイテム名を記入ください										
製造余力 : 販売計画に合う生産量はるか													8番目以降及び少額(概ね5%未満)取引先は「その他」にまとめてください										
原価率・利益率 : 正確な原価を把握し、確実に利益が取れるか													③取引先別、アイテム別の前期～来々期の販売目標を千円単位で記入ください										
品質管理 : 異物混入、菌増加等の課題はないか													④アイテム別の粗利率を記入ください(不明な場合はだいたいの見込みで結構です)										
歩留まり : 高い歩留まりで安定しているか													⑤取引先別、アイテム別の課題があれば、該当欄に「×」を記入ください										

(様式第1号の②)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業
経営力向上エントリー支援事業 食品専門展示会出展助成金
事業実施計画書（実績報告書）

■企業概要

企業名	
主要製品	
担当者 職・氏名	
TEL	
E-mail	
従業員数	人 うち役員： 人 うち正社員： 人 うちパート等： 人

■出展計画

展示会の名称	
開催日程	令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()
開催場所	所在地： 会場名：
主催者	
出展者数	前年実績： 社 今年度見込 社
来場者数	前年実績： 社 今年度見込 人
出展内容	<input type="checkbox"/> 展示会の特徴（主なターゲット、展示会の専門性、来場者の業種・エリア等）
	<input type="checkbox"/> 出展商品（商品の特徴、展示会でのセールスポイント）
	<input type="checkbox"/> 準備状況（商談企画書、試食方法、PR 資材、装飾等）
	<input type="checkbox"/> 現地対応者 職、氏名 (職名) (氏名) (職名) (氏名) (職名) (氏名)
成果目標	<input type="checkbox"/> 商談件数 : 件
	<input type="checkbox"/> 成約件数 : 件
	<input type="checkbox"/> 目標取引額 : 千円
	<input type="checkbox"/> その他（重点的に開拓したい販路等）

■収支計画

経費区分	支出見込み額	積算根拠、説明など
出展小間料	円	
装飾費・リース料	円	
旅費	円	
輸送費	円	
支出合計 (①)	円	
自己資金	円	
事業助成金	円	①の 1/2 以内、上限 20 万円

特例① 市町村等の補助事業を併用する場合

事業名	
実施主体	
助成対象経費	
助成率上限	
助成額上限	

特例② 複数事業者により共同出展する場合

事業名	
実施主体	
助成対象経費	
助成率上限	
助成額上限	

■添付書類

県税の滞納がないことを証明する書類	会社概要、商品パンフレットなど
誓約書 (様式第 1 3 号)	直近 2 期の決算書
展示会資料 (募集要項など)	

(様式第1号の③)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業補助金 事業実施計画書
兼 実績報告書 (※)

※実績は各項目の欄内に朱書きにより記載すること

■事業区分	地消地産化パッケージモデル事業			
■事業種目	地消地産化モデル創出支援			
■プロジェクト名 (事業実施主体が行う事業名)				
■事業実施主体名		■住 所		
■代表者職・氏名		■従業員数	人	
■担当者職・氏名				
■ネットワークの概要 (必要に応じて行を挿入)				
事業者名	産業区分	住所	代表者職・氏名 担当者職・氏名	ネットワークでの役割
■プロジェクト推進にあたり相談している支援機関				
支援機関名		担当者名		
電話番号		メールアドレス		
■プロジェクトの目的と概要説明 (●項目ごとに簡潔に記載)				
●現状				
●課題				
●目的				
●概要				

■ プロジェクトの内容、実施スケジュール

(該当に☑及び内容等を具体的に記載)

- 商品の開発、技術導入、製造体制の強化に関すること
- 商品の地域外販路拡大に関すること
- 県産原材料の1次加工及び、県外に委託している加工工程の県内製造に関すること
- 原材料の県内調達拡大に向けた、生産拡大、新たな産地形成に関すること
- 飲食業、観光産業、土産品等による地元での外貨獲得に関すること

ソフト事業

年 月	内 容

ハード事業

年 月	内 容

■ ハード事業における施設用地（設置場所）の確保状況 (該当に☑と住所を記載)

- 自社用地 (住所：)
- 借地 (住所：)
- その他 () (住所：)

■ ネットワークによる実施体制 (ネットワーク事業者の役割分担と関係性を図示)

--

■今回取り組むプロジェクトによる収支目標 (内訳は添付資料として添付)						
(単位：千円)	現状 (年 月)	1年度目 (年 月)	2年度目 (年 月)	3年度目 (年 月)	4年度目 (年 月)	5年度目 (年 月)
①売上額						
②売上原価						
③売上総利益 (①-②)						
④販売費・一般管理費						
⑤営業利益 (③-④)						
■プロジェクトによる5か年内の新たな雇用目標数 (該当に☑及び数値を記入)						
<input type="checkbox"/> 正規職員 人 <input type="checkbox"/> 契約職員 人 <input type="checkbox"/> パート 人 <input type="checkbox"/> 予定なし						
■自社商品で活用する県産原材料の調達量目標 (必要に応じて行を挿入)						
原材料名	現状 (年 月)	1年度目 (年 月)	2年度目 (年 月)	3年度目 (年 月)	4年度目 (年 月)	5年度目 (年 月)
■補助対象経費 (下表①②の合計)				円		
■補助金申請額				円		
■資金の調達方法 (該当に☑)				<input type="checkbox"/> 自己資金 <input type="checkbox"/> 金融機関等借入 <input type="checkbox"/> その他		
■補助対象経費内訳 (消費税及び地方消費税を除いた額)						
ソフト事業						
内 容	経費 (単位：円)		積算根拠			
合 計	①					
ハード事業						
内 容	経費 (単位：円)		規模・規格	必要性根拠		
合 計	②					

■本事業に関連した取り組みについて、今までに受けた、または申請予定の補助金・委託費等

(本事業を含め、国・県・市町村・財団等(各々に関連した特殊法人等の外郭機関を含む)による助成事業(委託費・補助金等)において、「過去5年以内に実施済」または「現在実施中」もしくは「現在申請中」及び今後申請予定)とされているもののうち、本補助事業計画と類似した事業内容(同一事業者の関与または同一の技術シーズを用いるなど)と思われるものまたはその恐れがあるものについて記載)

●補助金等の名称

●事業等実施期間

●補助等金額

●事業内容

■交付対象物件を担保に供して、融資を受ける場合の融資内容

●金融機関名

●融資名

●融資金額

●償還年数

●その他

提出書類一覧表

地消地産化パッケージモデル事業 地消地産化モデル創出支援

書類名		応募時		交付申請時		実績報告時	
		ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード
1	事業実施計画書 兼 実績報告書 (様式第1号の③)	○	○	○※1	○※1	○	○
2	プロジェクトによる収支目標の内訳	○	○	○※2	○※2		
3	事業実施主体の定款 (協議会等の場合は規約、構成員名簿)	○	○				
4	会社案内 (企業パンフレット)	○	○				
5	島根県税の納税等の証明書	○※3	○※3				
6	直近2期の決算報告書 (個人の場合は青色申告決算書等)	○※4	○※4				
7	ネットワーク事業者等の同意書 (様式任意)	○	○				
8	暴力団等排除に関する誓約書 (様式第13号)	○	○				
9	見積書 (見積書が取れる内容のものに限る)	○	○		○※5		
10	交付申請書 (様式第2号)			○	○		
11	見積書等の積算根拠資料			○			
12	実施位置図、現況写真		○				
13	整備する機器等のカタログ、仕様書、規模決定根拠		○				
14	実績報告書 (様式第8号)					○	○
15	契約書					○	○
16	納品書、請求書					○	○
17	金融機関振込受領書、領収書					○	○
18	成果品					○	
19	工事写真、納品写真						○
20	財産管理台帳 (様式第10号)						○
21	利用計画書 (管理運営規定等)						○
22	その他知事が必要と認める書類	○	○	○	○	○	○

※1 応募時の計画内容を変更した場合は提出する。

※2 応募時の収支目標値を変更した場合は提出する。

※3 証明書は島根県東部又は西部県民センターが発行するもの。

※4 決算報告書がない設立後2年未満の事業者は、事業計画書及び収支予算書を提出する。

※5 見積書は2社以上のものを提出する。

(様式第1号の④)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業補助金 事業実施計画書
兼 実績報告書 (※)

※実績は各項目の欄内に朱書きにより記載すること

■事業区分	地消地産化パッケージモデル事業		
■事業種目	ネットワーク構築支援		
■プロジェクト名 (事業実施主体が行う事業名)			
■事業実施主体名		■住 所	
■代表者職・氏名		■従業員数	人
■担当者職・氏名			
■プロジェクトの目的と概要説明 (●項目ごとに簡潔に記載)			
●現状			
●課題			
●目的			
●概要			
■プロジェクトの内容、実施スケジュール (該当に☑及び内容等を具体的に記載)			
<input type="checkbox"/> 1次産業～3次産業の事業参加者との連携を推進するための、研修会開催、先進地視察			
<input type="checkbox"/> 商品化に向けた市場調査、市場分析等			
<input type="checkbox"/> 商品実現の可能性を探る試作、技術導入、分析等			
ソフト事業			
年 月	内 容		

■補助対象経費（下表の合計額）		円
■補助金申請額		円
■資金の調達方法（該当に☑）		<input type="checkbox"/> 自己資金 <input type="checkbox"/> 金融機関等借入 <input type="checkbox"/> その他
■補助対象経費内訳（消費税及び地方消費税を除いた額）		
ソフト事業		
内 容	経費（単位：円）	積算根拠
合 計		
■本事業に関連した取り組みについて、今までに受けた、または申請予定の補助金・委託費等 <small>（本事業を含め、国・県・市町村・財団等（各々に関連した特殊法人等の外郭機関を含む）による助成事業（委託費・補助金等）において、「過去5年以内に実施済」または「現在実施中」もしくは「現在申請中」及び今後申請予定）とされているもののうち、本補助事業計画と類似した事業内容（同一事業者の関与または同一の技術シーズを用いるなど）と思われるものまたはその恐れがあるものについて記載）</small>		
<ul style="list-style-type: none"> ●補助金等の名称 ●事業等実施期間 ●補助等金額 ●事業内容 		

提出書類一覧表

地消地産化パッケージモデル事業 ネットワーク構築支援

	書類名	応募時	交付申請時	実績報告時
1	事業実施計画書 兼 実績報告書 (様式第1号の④)	○	○※1	○
2	事業実施主体の定款 (協議会等の場合は規約、構成員名簿)	○		
3	会社案内 (企業パンフレット)	○		
4	島根県税の納税等の証明書	○※2		
5	直近2期の決算報告書 (個人の場合は青色申告決算書等)	○※3		
6	暴力団等排除に関する誓約書 (様式第13号)	○		
7	見積書 (見積書が取れる内容のものに限る)	○		
8	交付申請書 (様式第2号)		○	
9	見積書等の積算根拠資料		○	
10	実績報告書 (様式第8号)			○
11	契約書			○
12	納品書、請求書			○
13	金融機関振込受領書、領収書			○
14	成果品			○
15	その他知事が必要と認める書類	○	○	○

※1 応募時の計画内容を変更した場合は提出する。

※2 証明書は島根県東部又は西部県民センターが発行するもの。

※3 決算報告書がない設立後2年未満の事業者は、事業計画書及び収支予算書を提出する。

(様式第2号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業 補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円を
交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業区分(事業種目)

2. 事業内容及び経費 別添「事業実施計画書」のとおり

3. 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

(様式第3号)

指令ブランド第 号

補助金交付決定通知書

名 称

代表者氏名 様

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

令和 年 月 日

島根県知事 (印)

記

補助年度	令和	年度
事業区分(事業種目)		
補助対象金額		円
交付決定額		円
交付条件	裏面のとおり。	

(様式第3号 裏面)

交付条件

- 1 本事業に要する経費及びこれに対応する補助金の額は、申請書記載のとおりとする。
ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 2 補助金の額の確定は、補助対象事業に要した実支出額に交付要綱第3条に規定する補助率を乗じて得た額、又は補助金の交付決定額のいずれか低い額とする。
- 3 申請者は、強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱を遵守しなければならない。
- 4 申請者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても補助金事業の目的に従って、適切に使用し、管理しなければならない。
- 5 申請者は、前号の財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間内においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部に融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、知事の承認を受けたものとする。

(様式第4号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

㊞

(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業 補助金交付申請取り下げ書

令和 年 月 日付け指令ブランド第 号で交付決定のあったこの事業について、強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり取り下げます。

記

1 事業区分(事業種目)

2 交付決定通知額 金 円

3 取り下げ理由

(様式第5号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所
名 称

代表者の役職・氏名

印

(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業 変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令ブランド第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり変更したいので、強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱第10条の規定により、申請します。

記

1 事業区分（事業種目）

--

2 変更内容

変 更 前	変 更 後

※ 上記の各欄に変更内容の概要を記入し、さらに詳しくわかるものを任意の書式により添付すること。

3 変更理由

--

(様式第6号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所
名 称

代表者の役職・氏名

印

(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業 契約完了報告書

このことについて、下記のとおり契約を締結しましたので、強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱第11条の規定により、報告します。

記

契約名称	
契約年月日	令和 年 月 日
契約事業者名	
契約事業者住所	
契約金額	円(税込)
契約方法(該当に☑)	<input type="checkbox"/> 一般競争入札 <input type="checkbox"/> 指名競争入札 <input type="checkbox"/> 随意契約

一般競争入札又は指名競争入札による契約の場合

入札年月日	令和 年 月 日
入札参加事業者数	
入札予定価格	円(税込)
落札価格	円(税込)

随意契約の場合

見積書徴取日	令和 年 月 日
見積事業者名	見積額
	円(税込)
	円(税込)
	円(税込)
随意契約とした理由	

(様式第7号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所
名 称

代表者の役職・氏名

印

(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業 完了報告書

令和 年 月 日付け指令ブランド第 号で交付決定があったこの事業について、下記のとおり完了したので、強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業区分(事業種目)

2 内容

事業費	補助金	着工(着手)年月日	竣工(完了)年月日
円	円	令和 年 月 日	令和 年 月 日

3 添付書類

- ①実施状況写真(実施前、実施後)
- ②支出を証する書類
- ③財産管理台帳(様式第10号)

(様式第8号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所
名 称

代表者の役職・氏名

印

(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業 実績報告書

令和 年 月 日付け指令ブランド第 号で交付決定のあったこの事業について、強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業区分(事業種目)

2 実績 別添「実績報告書」のとおり

(様式第9号)

指令ブランド第 号

補助金額確定通知書

名 称

代表者氏名

様

令和 年 月 日付けで提出された令和 年度強くしなやかな食品産業づくり
事業補助金実績報告書に基づき、令和 年 月 日付け指令ブランド 号によ
る交付決定通知に係る補助金の額 円については、補助金等交付規
則第11条の規定により、金 円に確定します。
なお、精算額 円を別途支払います。

令和 年 月 日

島根県知事

印

(様式第10号)

財 産 管 理 台 帳

事業実施年度		令和 年度		事業名		強くしなやかな食品産業づくり							
事業区分 (事業種目)								事業実施主体名					
事業の内容			工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		適用	
内容	施工箇所 または 設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年月日	承認年月日	処分の内容	
						補助金	自社	その他					
合計	—	—	—	—					—	—	—	—	—

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入。
3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

(様式第 1 1 号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所
名 称

代表者の役職・氏名

印

(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業 遂行状況報告書

令和 年 月 日付け指令ブランド第 号で補助金の交付決定があったこの事業について、強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱第 1 8 条の規定により、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

事業区分 (事業種目)	総事業費	事業の遂行状況			
		月 日までに完了したもの		月 日以降に実施するもの	
		事業費	出来高比率	事業費	完了予定年月日
	円	円	%	円	令和 年 月 日

(様式第12号)

令和 年 月 日

島根県知事 様

住所

名称

代表者の役職・氏名

印

(※共同申請の場合は連名で記載)

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業 目標数値の達成状況報告書

令和 年 月 日付け指令ブランド第 号で補助金の交付決定があったこの事業について、強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱第19条の規定により、下記のとおり目標数値の達成状況を報告します。

記

1 補助事業の実施年度 令和 年度

2 事業の成果(該当に○及び数値を記入) (令和 年 月末時点)

	新商品数の増加(新商品数 アイテム)
	新たな販路開拓・取引の増加(新販路数 件)
	現時点では、具体的な成果はない
	その他()
	売上額の増加(数値は下表3で具体的に記載)※1
	雇用の増加(正規雇用増加 名、非正規雇用増加 名)※1
	県産原材料の調達量増加(原材料名 増加量)※1

3 経営状況と収支目標の状況 (単位:千円)

		1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
経営体の総売上高※2	実績値					
経営体の総営業利益※2	実績値					
本事業による売上高	目標値					
	実績値					
本事業による営業利益	目標値					
	実績値					

※1 補助事業が「地消地産化モデル創出支援」の場合は記載してください。

※2 経営体の総売上高・総営業利益について、決算書がある場合は決算書も提出ください。

(実績値は直近決算期の数値を記入してください)

(様式第13号)

誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

(※共同申請の場合は連名で記載)

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）等の反社会的勢力であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）等の反社会的勢力の一員であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等の反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等の反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等の反社会的勢力であることを知りながらこれと社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

島根県知事 様

住 所
名 称
代表者の役職・氏名

印

令和 年度強くしなやかな食品産業づくり事業
地域中核企業づくり事業(経営課題解決支援)
採択申請書

強くしなやかな食品産業づくり事業実施要綱(令和元年9月18日付けブランド第26号)別記1の①第7の2の規定により、下記のとおり事業を実施したいので採択されたく、事業実施計画書を添えて申請します。

記

1. 事業内容 別添「事業実施計画書」のとおり
2. 総事業費 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(うち補助金) (〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)

令和元年度

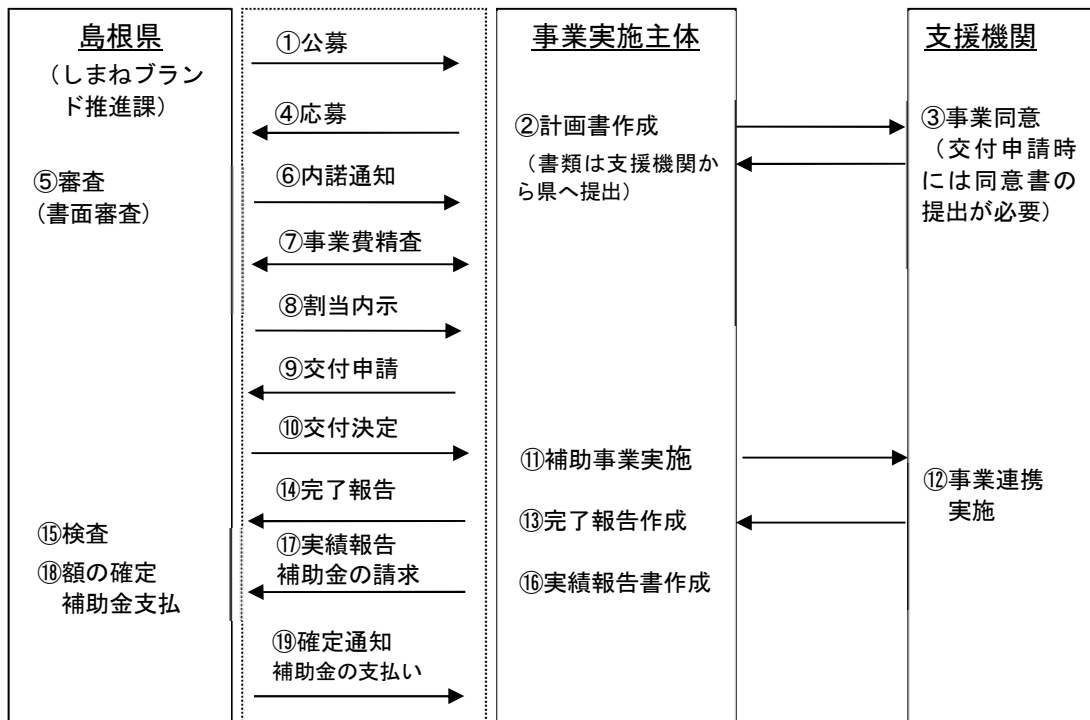
「強くしなやかな食品産業づくり事業（地域中核企業づくり事業）」

経営課題解決支援 公募要領

1. 事業の内容

「強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱」による。

2. 事業のスキーム



3. 応募方法等

① 提出様式

事業採択申請書（別記様式1）及び（様式第1号①）を島根県が定める期日までに提出すること。

書類は全て正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

② 提出部数

正本1部を提出すること。なお、提出書類は返却しない。

③ 提出方法

書類の提出は、以下の3通りに限る。ファクシミリによる提出は不可とする。なお、以下の3通りの方法の組合せによる提出は可とする。

(1) 電子メール

- ・ 3. ①の提出様式を Word、Excel 又は PDF ファイルでメールに添付の上、送信すること。
- ・ メールの件名は「経営課題解決支援（機関名）書類（様式○）提出」とすること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・ メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3 開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下④(2)「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

(2) 郵送等（郵便、宅配便等）

- ・ 簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・ 郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない

(3) 直接持参

- ・ 来庁日を予め本県担当と調整のうえ持参すること。
- ・ 原則、本県担当との手交とする。

④ 提出先

(1) 電子メール

tenjikai1@pref.shimane.lg.jp

(2) 郵送先及び本件担当

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県庁商工労働部しまねブランド推進課

地域中核企業づくり事業担当（宛）

TEL: 0852-22-5272

⑤ 提出締切

令和元年11月1日（金）

- ・ 電子メールは当日の送信記録があるもの
- ・ 郵送等の場合、当日17時必着

4. 選定方法等

① 選定方法

審査委員会において書類選考を実施する。

② 審査基準

別途定める審査基準による。

③ 選定結果の通知

選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

5. スケジュール（予定）

- ① 公募開始：令和元年9月20日（金）
- ② 公募締切：令和元年11月1日（金）
- ③ 選定：令和元年11月上旬
- ④ 補助金手続：令和元年11月中旬～11月下旬頃

6. 補助事業者の義務

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- ① 交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 補助金の交付決定を受けた場合には、事業終了後速やかに実績報告書を提出してください（事業収支を記載した帳簿の作成等、経理状況が明確にわかるようにしておいてください）。

原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。

- ③ 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後に補助事業成果の状況を報告するとともに、補助事業に係る調査に協力しなければなりません。（別途、県から照会を行います。）
- ④ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

7. 財産の帰属等

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

8. その他

この要領に定める事項のほか、事業公募に係る疑義が生じた場合は、島根県との協議のうえ決定するものとする。

地域中核企業づくり事業審査基準

1 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、事業の予算の範囲内で、各評価項目の得点合計及び審査委員の付した意見等を総合的に勘案して採択案件を決定する。

2 審査方法

経営計画書等に基づき、島根県に設置された審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に事業実施計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

3 評価方法

評価は以下の各項目について、次の評価基準により審査委員がそれぞれ決定した得点の合計を平均したものを当該提案者の得点とし、申請者の地域や事業規模等のバランスを考慮して行う。

〔評価基準〕

① 計画の実現性・有効性等

- (1) 事業を通して育成したい資質・能力の明確な目標があり、それに対応した経営計画となっているか。
- (2) 一年間で、一定の成果を出すことが見込まれる計画となっているか。
- (3) 具体的な評価・検証方法により、本事業の効果の測定が行われる計画となっているか。
- (4) 最小の予算（経費）で最大の効果が得られるよう、コストを抑えた内容になっているか。また、妥当な経費が計上されているか。

② 実施体制・取組の形態等

- (1) 本事業の指定終了後も、自立的かつ発展的な取組実施が可能となる体制が整えられているか。
- (2) 企業全体で課題解決策を実施する取組となっているか。
- (3) 雇用の増減、付加価値額、地域経済への効果とのつながりがわかるように工夫がなされているか。
- (4) 企業や地域の特色・課題等を踏まえた取組になっているか。
- (5) 域内の企業に事例を共有するなど普及する仕組みが構築されているか。
- (6) 従業員等に対し、課題解決策に対する理解促進を図るための工夫がなされているか。

食品専門展示会出展助成金 募集要領

1. 募集期間

令和元年9月20日(金)～令和元年10月11日(金) 正午12:00必着

※採択金額が予算に満たなかった場合は以後随時受付とする

2. 対象事業者

県外への販路開拓の意欲と、販売する自社製品を有する食品等製造事業者

なお、産業分類上の主たる業種が食料品製造業に属さない場合でも、自社で食品を企画・製造し、県外への販路開拓を目指す加工食品を有していれば助成対象とする

主たる業種が異なる場合の例

農林水産事業者が自らの栽培・採取した原料を加工した食品

飲食店で製造する冷凍惣菜 建設業が自社製造する調味料 等

3. 対象展示会

要綱に定める要件を満たし、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに開催される展示会

4. 対象経費

① 出展小間料

展示会主催者に支払う出展小間料とし、共同出展、企業内ブースへの出展等による任意の第3者への支払は原則として助成対象外とする

② 装飾料

展示会主催者もしくは装飾委託事業者等に支払うブース装飾費、備品等リース料、光熱水費等を対象とする

③ 旅費

展示会開催期間の前後1日を含む自社スタッフの交通費、宿泊費を対象とし、前後に別用務等で日程が超過する場合は当該日程に係る交通費(日程超過にかかる片道分)、宿泊費(超過日程分)は助成対象外とする

④ 輸送費

展示物、サンプル等の往復輸送費を対象とする

5. 助成上限額

本事業での助成額は、助成対象経費(税抜き額)の1/2以内かつ20万円以内とする

助成額算定の特例

下記の場合には助成上限額を上限として、対象額の特例を認めることとする

なお、特例を利用する場合は助成対象としない経費も含めた証書書類を提出することとする

①市町村等の補助事業を併用する場合

本事業と国県予算を財源としない市町村、団体の助成金等を併用する場合は、当該助成金を優先して利用したうえで、経費の3/4以内を助成対象とする

例：市単独予算により10万円の定額補助がある場合

経費30万円：市10万円、県15万円 → 助成率25/30【×】・・・県12.5万円に減額

経費40万円：市10万円、県20万円 → 助成率30/40【0.K】

②複数事業者により共同出展する場合

原則として、1事業者あたり1ブースの出展とするが、次の要件を全て満たす場合には、1ブースに複数事業者での共同出展を認める

- 1) 出展者それぞれに展示、商談のスペースが十分に確保できると認められること
- 2) 出展小間料及び装飾料は主催者、装飾事業者等への支払いを確認できる証拠書類を基に、1/2に共同出展者数を除いた額を上限とする 例：2社出展＝支払額の1/4以内
- 3) 旅費及び輸送費はスペースを考慮した適切な人数、数量とすること
- 4) 共同出展者がそれぞれに本助成金を申請する場合は1ブースの助成は30万円を上限とする

6. 申請方法

強くしなやかな食品産業づくり補助金交付要綱で定めた下記の書類を、期日までに、しまねブランド推進課まで提出すること

- ・事業計画書(様式第1号の②)
- ・補助金交付申請書(様式第2号)
- ・県税の滞納がないことを証明する書類
- ・誓約書(様式第13号)
- ・展示会資料(募集要項など)
- ・会社概要、商品パンフレットなど
- ・直近2期の決算書

7. 審査方法

提出された事業計画書をもとに、次の項目により書面審査を行う

①FOODEX2020への出展を希望する事業者を優先して採択する

※同展示会での島根県ブースの出展を取りやめたための措置

②過去に県が設置する下記展示会の島根ブースへの合計出展回数の少ない事業者から予算の範囲内で採択する

- ・スーパーマーケットトレードショー
- ・FOODEX
- ・アグリフードEXPO 東京及び大阪
- ・シーフードショー東京及び大阪

【提出・問合せ先】

島根県しまねブランド推進課加工食品グループ 担当：狩野(かりの)、中村

TEL 0852-22-5284 / FAX 0852-22-6859

E-mail tenjikai1@pref.shimane.lg.jp

令和元年度

強くしなやかな食品産業づくり補助金
地消地産化パッケージモデル事業
地消地産化モデル創出支援

【公募要領】

(公募開始) 令和元年9月20日(金)

(締め切り) 令和元年11月1日(金) 必着

(受付時間)

9:30~17:00 月~金曜日(祝祭日を除く)

(提出方法)

郵送、電子メール、持参

(受付先・問い合わせ先)

島根県しまねブランド推進課加工食品グループ

690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話: 0852-22-5284

E-mail: tenjikai1@pref.shimane.lg.jp

本公募要領は、島根県しまねブランド推進課ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.shimane.lg.jp/brand/>)

島根県しまねブランド推進課

〔 目 次 〕

I	本補助金事業について	1
	1. 事業の目的	1
	2. 事業の内容	1
	3. 補助対象者	1
	4. 事業の要件	1
	5. 補助対象事業及び補助対象経費	2
	6. 補助率等	2
	7. 申請手続きの概要	2～4
	8. 補助事業期間	5
	9. 補助事業者の義務	5
	10. 財産の帰属	5
	11. その他	5
II	受付先及び問い合わせ先	5

I 本補助金事業について

1. 事業の目的

本制度は、商品開発力、販売力、経営力に優れた食料品及び飲料製造事業者（以下、食品等製造事業者という。）の持つ力を、地域の1次産業から3次産業までに波及させることにより、地域経済循環拡大の先導的モデルの創出を図ることを目的としています。

2. 事業の内容

食品等製造事業者を中心として、1次、2次、3次産業でネットワークに参加する事業者により、域外外貨の獲得、県内製造の拡大、県産原材料使用の拡大を図る取り組みのボトルネックの解消を一体的に図る取り組みを支援する。

3. 補助対象者

島根県内に主たる事業所若しくは工場を有する食品等製造事業者又は前者と連携して事業を行う島根県内に主たる事業所若しくは工場を有する以下の者を対象とします。

- ・農林漁業者
- ・中小企業者
- ・特定非営利活動法人
- ・事業協同組合
- ・企業組合
- ・有限責任事業組合
- ・公益・一般社団法人
- ・その他知事が認める者又は団体

4. 事業の要件

● 業種連携（以下、「ネットワーク」という。）を構築し、取り組む事業であること

食品等製造事業者が、ネットワークを構築し、生産・加工・販売等の取組みを一体的に実施する事業を対象とします。

ネットワークの定義については、食品等製造事業者＋1者以上での取組みであることとします。

ただし、事業実施主体が3者以上の多様なネットワークから構成される協議会等の組織の場合は、1組織でもネットワーク要件を満たすものとします。

● 地域資源を活用したビジネスとして成立する取組みであること

地域資源を活用した取組みにより、出口対策（販路開拓・交流人口拡大・地産地消促進等の実需者対策）に創意工夫をこらし、補助事業終了後も継続が見込まれる事業を対象とします。

● ハード事業を実施する事業については、新たな雇用創出につながる取組みであること

ハード事業を実施する場合は、事業実施から5カ年内の新たな雇用創出の目標を掲げ、目標の達成に向けて取り組むことを要件としています。

● 支援機関と連携し、実現性・継続性・発展性のある事業構築を図ること

事業計画の策定や計画的な事業実施の支援を行う、関係地方公共団体、農林漁業支援機関又は中小企業支援機関等の支援機関を定め、連携して取り組む事業を対象とします。

（注）次の事業については、審査の過程で該当すると判断された場合、採択されません。

- 本事業と国が助成する他の制度（補助金、委託費等）とを併用し、同一の事業内容を実施する場合。ただし、配分や割当の考え方が十分に整理できている場合は除く。
- 公の秩序善良の風俗（公序良俗）に反する事業

5. 補助対象事業及び補助対象経費

補助対象経費は以下の事業に係る費用で、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

【ソフト事業】

- ・商品開発、技術導入、製造体制の強化に関すること
(原材料購入、加工品試作、機能性成分分析、モニタリング調査、研修会講師謝金、資料印刷費等)
- ・商品の地域外販路拡大に関すること(開発した商品のPR資材の作成、商談会への出展等)
- ・県産原材料の1次加工及び県外に委託している加工工程の県内製造に関すること
- ・原材料の県内調達拡大に向けた、生産拡大、新たな産地形成に関すること
- ・飲食業、観光産業、土産品等による地元での外貨獲得に関すること

〔対象経費〕

報償費(謝金)、旅費、材料費及び消耗品費、印刷費、広報費、委託料(事業費の1/2を上限とする)、発送費、使用料及び借り上げ料、展示会等出展料、分析・検査費、その他知事が必要と認めるもの

【ハード事業】

- ・商品の生産・流通・販売のために必要な施設及び機械等の整備
- ・その他モデル創出の取組みのために必要な施設及び機械等の整備

〔対象経費〕

工事請負費、備品購入費、修繕費、その他知事が必要と認めるもの

(注) 次のいずれかに該当する経費については補助対象外

- ・現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費
- ・交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・人件費
- ・用地の買収や貸借に要する経費
- ・既存施設の取壊し及び撤去に係る経費
- ・食料品及び飲料の製造・流通・販売等のために必要となる施設の建物外における地盤工事等の外構工事(水道管等に近接しており、施設の付帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く)、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6. 補助率等

〔補助率〕 1 / 2 以内

〔補助上限額〕 1 事業あたり 10,000 千円

〔補助下限額〕 なし

7. 申請手続の概要

(1) 申請受付先及び問い合わせ先

島根県しまねブランド推進課加工食品グループ (P. 5 参照)

(2) 応募期間

令和元年9月20日(金)～令和元年11月1日(金)

受付時間: 9:30～17:00、月～金曜日(祝祭日を除く)

受付最終日の17:00までに必着するよう提出して下さい。

(3) 提出書類

表1で定める提出書類を、郵送、電子メール又は直接持参により申請受付先に提出してください。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、提出書類等の返却は致しません。郵送での提出の場合は、封筒に赤字で「強くしなやかな食品産業づくり事業申請書在中」と記入してください。

(4) 審査

書類提出後、県担当課から指摘事項があれば申請者へ連絡し確認させていただきます。

その後、表2で定める審査項目（P. 4参照）に基づき、1次審査（書面審査）を行います。なお、審査は提出書類をもって行いますので、不備のないよう十分ご注意ください。

1次審査通過事業者は、外部有識者を交えた最終審査においてプレゼンテーション（事業計画について、スライドや資料により効果的に説明。）を実施していただきます

(5) 通知

1次審査及び最終審査結果（採択又は不採択）について、後日、島根県しまねブランド推進課から申請者あてに審査員のコメント等を付して通知します。

(6) 公表

採択となった場合には、原則として、事業実施者名・住所（市町村名）、業種、補助金額、交付年度、事業計画名、ネットワーク構成機関名、事業内容を公表します。

(7) その他

採択となった場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

[事業の流れ]

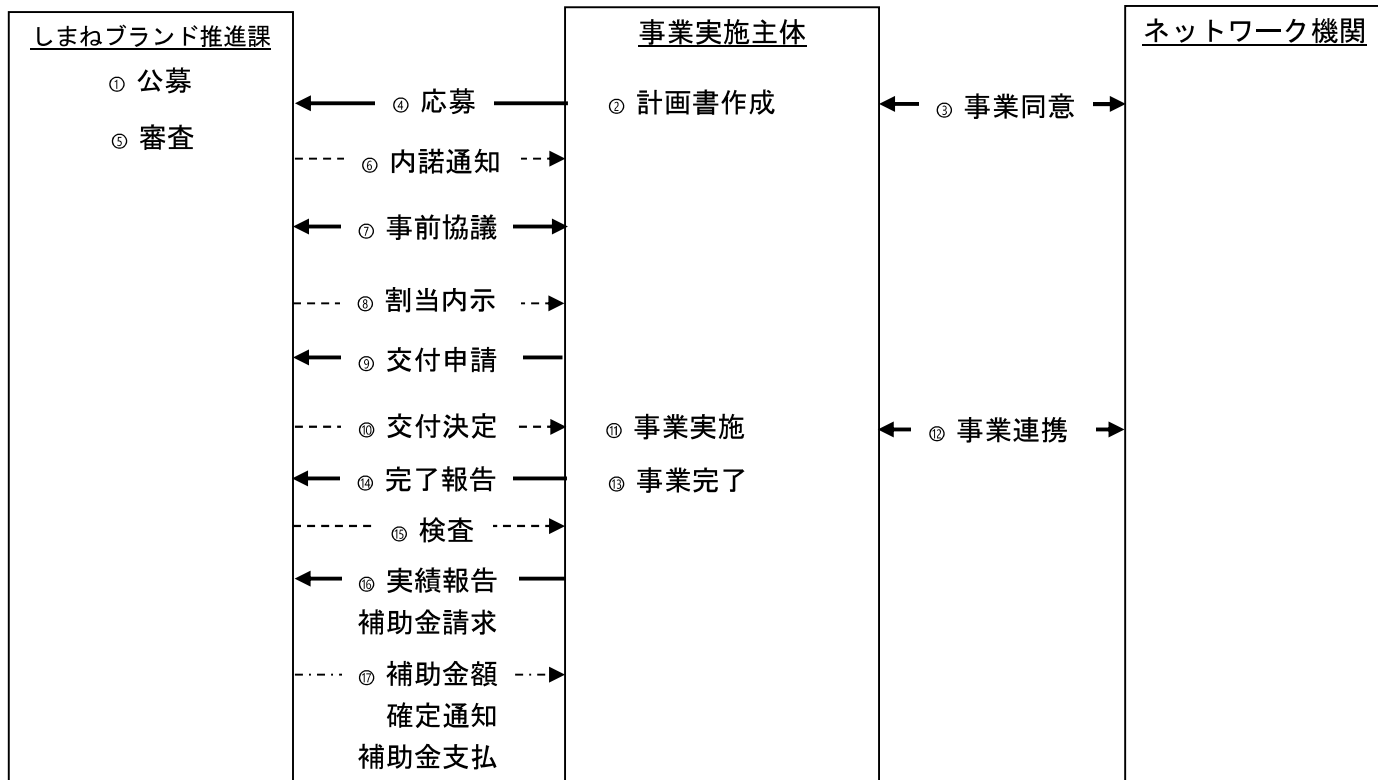


表 1 : 提出書類

提 出 書 類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施計画書 (様式第 1 号の㉑) ・ プロジェクトによる収支目標の内訳 ・ 事業実施主体の定款 (協議会等の場合は規約、構成員名簿) ・ 会社案内 (企業パンフレット) ・ 島根県税の納税等の証明書※ 島根県東部又は西部県民センターが発行するもの ・ 直近 2 期の決算報告書 (個人の場合は青色申告決算書等) ※ これらの書類がない設立後 2 年未満の事業者は、事業計画書及び収支予算書を提出 ・ ネットワーク事業者等の同意書 (様式任意) ・ 暴力団等排除に関する誓約書 (様式第 1 3 号) ・ 見積書 (見積書が取れる内容のものに限る) ・ その他知事が必要と認める書類 <p>【ハード事業の場合は次の書類も提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施位置図、現況写真 ・ 整備する機器等のカタログ・仕様書・規模決定根拠 (様式自由)
<p>【提出部数】 1 部</p> <p>郵送、電子メール又は直接持参により提出してください。</p> <p>なお、電子メールでファイルを送信した際は、必ず送信確認を電話にて行ってください。</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用紙サイズは A 4 規格で統一するようにしてください。 ・ 電子ファイルは「ワード」又は「エクセル」により作成してください。

表 2 : 審査項目

審 査 項 目
<ul style="list-style-type: none"> ① 実施体制 事業実施に必要な人員・組織体制となっているか 支援機関による支援体制が整っているか ② 経営状況 財務状況、補助裏財源の確保 ③ 多様な連携構築 ネットワーク構成機関の役割が明確で、相乗効果が見込まれるか 事業実施主体を含めた 2 者以上のネットワークを構築しているか ④ ビジネスモデル、継続・発展性 ビジネスモデルとして、事業の実現性、継続・発展が見込まれる内容及び体制か ⑤ 先駆性 独自の工夫、要素があり先駆性があるか ⑥ 費用対効果 事業内容に対する経費が適切か ⑦ 地域経済への貢献度 本取組により地域経済循環拡大への貢献が認められるか ⑧ スケジュール 効率的に各業務が運営される計画となっているか ⑨ 雇用の創出 (ハード事業対象) 整備事業 (ハード事業) を行う場合は、新たな雇用の創出につながる内容か

8. 補助事業期間

補助事業期間は、原則として交付決定日から2020年3月31日までの間となります。
交付決定日より前に行った事業については、補助対象となりませんので注意してください。

9. 補助事業者の義務

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助金の交付決定を受けた場合には、事業終了後速やかに実績報告書を提出してください（事業収支を記載した帳簿の作成等、経理状況が明確にわかるようにしておいてください）。
原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- (3) 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後に補助事業成果の事業化等の状況を報告するとともに、補助事業に関係する調査に協力をしなければなりません。（別途、県から照会を行います）
- (4) 交付申請に当たっては、消費税及び地方消費税等相当額を補助対象経費から除外して申請してください。
- (5) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

10. 財産の帰属

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。ただし、補助事業者とネットワーク構成機関との関係においては、両者間の契約に従うものとします。

11. その他

- (1) 補助金は、事業が完了し補助金額が確定した後、補助金交付請求書の提出を受けて支払います。
- (2) 補助事業の進捗状況確認のため、県が実地検査に入ることがあります。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」ならびに「補助金等交付規則（昭和32年5月31日島根県規則第32号）」等に違反する行為等（例：虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

II 受付先及び問い合わせ先

島根県しまねブランド推進課 加工食品グループ
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
電話：0852-22-5284 FAX：0852-22-6859
E-mail：tenjikai1@pref.shimane.lg.jp

令和元年度

強くしなやかな食品産業づくり補助金
地消地産化パッケージモデル事業
ネットワーク構築支援

【公募要領】

(公募開始) 令和元年9月20日(金)

(締め切り) 令和2年2月28日(金) 必着

(受付時間)

9:30~17:00 月~金曜日(祝祭日を除く)

(提出方法)

郵送、電子メール、持参

(受付先・問い合わせ先)

島根県しまねブランド推進課加工食品グループ
690-8501 島根県松江市殿町1番地
電話: 0852-22-5284
E-mail: tenjikai1@pref.shimane.lg.jp

本公募要領は、島根県しまねブランド推進課ホームページからダウンロードできます。
(<http://www.pref.shimane.lg.jp/brand/>)

島根県しまねブランド推進課

〔 目 次 〕

I	本補助金事業について	1
	1. 事業の目的	1
	2. 事業の内容	1
	3. 補助対象者	1
	4. 事業の要件	1
	5. 補助対象事業及び補助対象経費	1
	6. 補助率等	1
	7. 申請手続きの概要	1～3
	8. 補助事業期間	3
	9. 補助事業者の義務	3
	10. その他	4
II	受付先及び問い合わせ先	4

I 本補助金事業について

1. 事業の目的

本制度は、地域経済循環拡大に向けた取り組みを目指す事業者が、事業実施に向けた準備・調査を行うことで、実現性の高い事業計画の策定を推進することを目的としています。

2. 事業の内容

地消地産化モデル創出支援補助金の申請を目指す事業者が実施する、ネットワーク構築、市場調査、技術調査等の事前の取り組みを支援する。

3. 補助対象者

島根県内に主たる事業所又は工場を有する食品等製造事業者を対象とします。

4. 事業の要件

● 地消地産化モデル創出支援補助金の申請を目指す事業であること

将来の地消地産化モデル創出支援補助金の申請に向けた商品を有すること要件とします。

(注) 次の事業については、審査の過程で該当すると判断された場合、採択されません。

- 本事業と国が助成する他の制度（補助金、委託費等）とを併用し、同一の事業内容を実施する場合。ただし、配分や割当の考え方が十分に整理できている場合は除く。
- 公の秩序善良の風俗（公序良俗）に反する事業

5. 補助対象事業及び補助対象経費

補助対象経費は以下に関する費用で、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

- ・ 1次産業～3次産業の事業参加者との連携を推進するための、研修会開催、先進地視察等
- ・ 商品化に向けた市場調査、市場分析等
- ・ 商品実現の可能性を探る試作、技術導入、分析等

〔対象経費〕

報償費(謝金)、旅費、材料費及び消耗品費、印刷費、広報費、委託料(事業費の1/2を上限とする)、発送費、使用料及び借り上げ料、展示会等出展料、分析・検査費、その他知事が必要と認めるもの

(注) 次のいずれかに該当する経費については補助対象外

- ・ 現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費
- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 人件費
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6. 補助率等

〔補助率〕 1 / 2 以内

〔補助上限額〕 1 事業あたり 5 0 0 千円

〔補助下限額〕 なし

7. 申請手続の概要

(1) 申請受付先及び問い合わせ先

島根県しまねブランド推進課加工食品グループ（P. 4 参照）

(2) 応募期間

令和元年9月19日(金)～令和2年2月28日(金)
受付時間：9：30～17：00、月～金曜日(祝祭日を除く)
受付最終日の17：00までに必着するよう提出して下さい。

(3) 提出書類

表1で定める提出書類を、郵送、電子メール又は直接持参により申請受付先に提出してください。
なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、提出書類等の返却は致しません。郵送での提出の場合は、封筒に赤字で「強くしなやかな食品産業づくり事業申請書在中」と記入してください。

(4) 審査

書類提出後、県担当課から指摘事項があれば申請者へ連絡し確認させていただきます。
その後、表2で定める審査項目(P. 3参照)に基づき、書面審査を行います。なお、審査は提出書類をもって行いますので、不備のないよう十分ご注意下さい。

(5) 通知

審査結果(採択又は不採択)について、後日、島根県しまねブランド推進課から申請者あてに通知します。

(6) 公表

採択となった場合には、原則として、事業実施者名・住所(市町村名)、業種、補助金額、交付年度、事業計画名、事業内容を公表します。

(7) その他

採択となった場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

[事業の流れ]

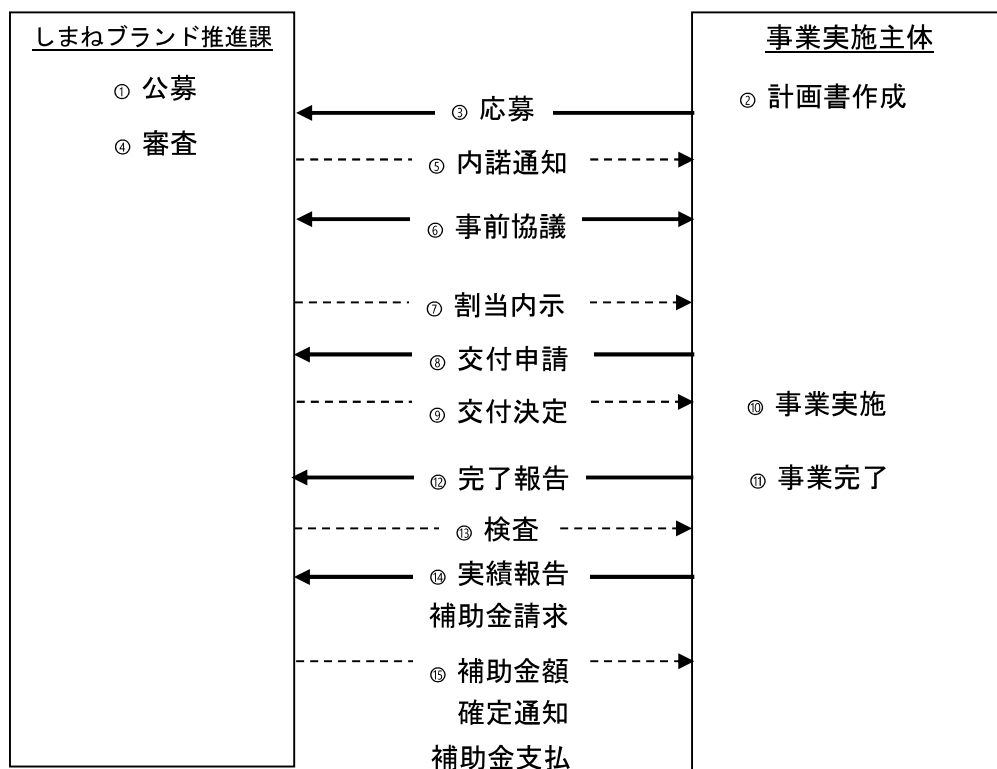


表 1 : 提出書類

提 出 書 類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施計画書（様式第 1 号の㉔） ・ 事業実施主体の定款（協議会等の場合は規約、構成員名簿） ・ 会社案内（企業パンフレット） ・ 島根県税の納税等の証明書※ 島根県東部又は西部県民センターが発行するもの ・ 直近 2 期の決算報告書（個人の場合は青色申告決算書等） <ul style="list-style-type: none"> ※ これらの書類がない設立後 2 年未満の事業者は、事業計画書及び収支予算書を提出 ・ 暴力団等排除に関する誓約書（様式第 1 3 号） ・ 見積書（見積書が取れる内容のものに限る） ・ その他知事が必要と認める書類
<p>【提出部数】 1 部 郵送、電子メール又は直接持参により提出してください。 なお、電子メールでファイルを送信した際は、必ず送信確認を電話にて行ってください。</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用紙サイズは A 4 規格で統一するようにしてください。 ・ 電子ファイルは「ワード」又は「エクセル」により作成してください。

表 2 : 審査項目

審 査 項 目
<ul style="list-style-type: none"> ① 事業内容 地消地産化モデル創出支援補助金の申請を目指す事前の取り組みであるか。 ② 経営状況 財務状況に問題がないか ③ 費用対効果 事業内容に対する経費が適切か

8. 補助事業期間

補助事業期間は、原則として交付決定日から 2020 年 3 月 31 日までの間となります。
 交付決定日より前に行った事業については、補助対象となりませんので注意してください。

9. 補助事業者の義務

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助金の交付決定を受けた場合には、事業終了後速やかに実績報告書を提出してください（事業収支を記載した帳簿の作成等、経理状況が明確にわかるようにしておいてください）。
 原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- (3) 交付申請に当たっては、消費税及び地方消費税等相当額を補助対象経費から除外して申請してください。
- (4) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後 5 年間保存しなければなりません。

10. その他

- (1) 補助金は、事業が完了し補助金額が確定した後、補助金交付請求書の提出を受けて支払います。
- (2) 補助事業の進捗状況確認のため、県が実地検査に入ることがあります。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」ならびに「補助金等交付規則（昭和32年5月31日島根県規則第32号）」等に違反する行為等（例：虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

II 受付先及び問い合わせ先

島根県しまねブランド推進課 加工食品グループ
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
電話：0852-22-5284 FAX：0852-22-6859
E-mail：tenjikai1@pref.shimane.lg.jp